						㈦ 酸化銀製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二一〇、四〇、二一〇とする。 ㈧ 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二三〇、四〇、二三〇とする。 ㈨ 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四〇、六〇とする。
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	四〇	一〇	一五	㈠ 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（㈢に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄⑴(ロ)の値は、五〇とする。 ㈡ 窒素又はその化合物を原料として使用するもの（㈢に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇、四〇、五〇とする。 ㈢ 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあって、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二〇〇、四〇、五〇とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	二五	一〇	一五	㈠ 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（㈢に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄⑴(ロ)及び⑵(ロ)の値は、それぞれ三〇、二五とする。 ㈡ 窒素又はその化合物を原料として使用する

						㈤ 酸化銀製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二一〇、四〇、二一〇とする。 ㈥ 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二三〇、四〇、二三〇とする。 ㈦ 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四〇、六〇とする。
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	五〇	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二〇〇、四〇、五〇とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	三〇	一〇	二五	窒素又はその化合物を原料として使用するものに